

BUSINESS COPYRIGHT



サーティファイ著作権検定委員会 主催

ビジネス著作権検定[®] 公式テキスト [初級・上級]

和田宏徳 + 坂本 優 + 藤原正樹 [著]
紋谷暢男 [監修]

特典のご案内

本書の特典として、紙面に掲載した過去問題とは別に、2回分の過去問題をダウンロード提供します。学習後の実力チェックにぜひご活用ください。

なお、このダウンロード過去問題は問題文と正答・解説で構成されています。

ダウンロードページの URL

http://book.impress.co.jp/books/1115101101_4

※本特典の利用には、インプレスの無料の読者会員システム「CLUB Impress」への登録が必要になる場合があります。ご了承ください。

※本特典のご利用は、書籍をご購入いただいた方に限ります。

・ 本書のアイコンについて ・



：上級アイコン。

このマークが付いている解説は上級試験で出題される内容です。



問題

：問題アイコン。

各章の最後に理解度をチェックするための演習問題があります(問題のない章もあります)。正答・解説はまとめて201ページ〜に掲載しています。

インプレスの書籍ホームページ

書籍の新刊や正誤表など最新情報を随時更新しております。

<http://book.impress.co.jp/>

- ・ 本書は、ビジネス著作権検定®対策用の教材です。著者、株式会社インプレスは、本書の使用による合格を保証するものではありません。
- ・ 本書の内容については正確な記述につとめました。著者、株式会社インプレスは本書の内容に基づいていかなる試験の結果にも一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。
- ・ その他、本文中の製品名およびサービス名は、一般に各開発メーカーおよびサービス提供元の商標または登録商標です。なお、本文中には©および®、™は明記していません。

はじめに

著作権は、映画産業や音楽産業、ゲーム産業などのコンテンツビジネスに携わっている人だけに関係するものではありません。会議資料や企画書、報告書を作成する場合に、他人の作成したイラストや写真などの著作物を利用することはよくありますし、製品パンフレットや会社案内の製作、Webサイトを運営する場合などには著作権の知識がないと、会社にとって大きなトラブルを招きかねません。

このように、あらゆる業種、あらゆる部署において、著作権の知識は必要不可欠なものです。

「ビジネス著作権検定[®]」は、著作権の知識だけでなく、ビジネスシーンで活用できる応用力を問う検定です。BASIC・初級・上級の中から自分の業務内容にあった検定にチャレンジし、受験を通じて身に付けた知識と判断力を実務に活用いただければ幸いです。

サーティファイ著作権検定委員会
委員長 久保田 裕

本書は、この「ビジネス著作権検定[®]」の初級、上級合格を目指す方のための公式テキストであり、合格するために必要十分な知識を盛り込みました。また、本書を手にとられた方の中には、これまで法律に全く触れたことがない方もいるでしょう。そのような初習者の方が理解しにくい論点につきましては、必ずしも従前の著作権法の解説書で使用されている表現にこだわらずに、容易な用語を使って説明していますので、安心して勉強を進めて下さい。

皆様が、本書を活用いただくと共に、「ビジネス著作権検定[®]」に合格されることを、執筆者一同祈念しております。

和田 宏徳（弁護士）
坂本 優（弁護士）
藤原 正樹（弁護士）

本書は著作権法を初めて学ぶ方たちも対象としているため、あえて詳細な説明を控えている箇所があります。

そこで、本書の監修にあたっては、前記のとおりの本書の性質をふまえた執筆者の意向を尊重しており、その監修意見の採否については執筆者の判断に一任しているため、監修者の意見と異なる箇所があります。

目次

はじめに	3
------	---

ビジネス著作権検定 [®] 紹介	8
---------------------------	---

第1章 ビジネスと法

1-1 契約について	10
1-2 著作権と所有権の相違	15
1-3 知的財産権としての著作権	19
1-4 「著作権」という言葉の意味	24
ビジネス著作権検定 [®] 演習問題（ビジネスと法）	24

第2章 著作物

2-1 著作物の要件	25
2-2 著作物の例示など	32
2-3 特殊な著作物	35
ビジネス著作権検定 [®] 演習問題（著作物）	42

第3章 著作者

3-1 著作者とは	43
3-2 職務著作	48
3-3 映画の著作物の著作者	52
ビジネス著作権検定 [®] 演習問題（著作者）	55

第4章 著作者人格権

4-1 著作者人格権とは	56
4-2 公表権・氏名表示権・同一性保持権	59

4-3	著作者人格権が侵害された場合の対応	65
	ビジネス著作権検定® 演習問題 (著作者人格権)	67

第5章 著作権

5-1	総論	68
5-2	支分権	71
	ビジネス著作権検定® 演習問題 (著作権)	99

第6章 著作権の制限

6-1	総論	100
6-2	著作権の制限 (私的使用)	102
6-3	著作権の制限 (教育・図書館関係)	106
6-4	著作権の制限 (引用・転載)	115
6-5	著作権の制限 (非営利無償)	117
6-6	著作権の制限 (その他)	120
	ビジネス著作権検定® 演習問題 (著作権の制限)	127

第7章 著作物の保護期間

7-1	保護期間の原則	128
7-2	保護期間の例外	134
	ビジネス著作権検定® 演習問題 (著作物の保護期間)	135

第8章 著作物の変動と利用

8-1	権利の変動	136
8-2	著作物の利用	139
	ビジネス著作権検定® 演習問題 (著作物の変動と利用)	143

目次

第9章

著作権の登録

9 著作権の登録	144
ビジネス著作権検定® 演習問題（著作権の登録）	148

第10章

著作隣接権

10-1 総論	149
10-2 著作隣接権（実演家の権利）	151
10-3 著作隣接権（レコード製作者の権利）	157
10-4 著作隣接権（放送事業者、有線放送事業者の権利）	158
10-5 著作隣接権（保護期間、制限規定等）	159
ビジネス著作権検定® 演習問題（著作隣接権）	160

第11章

著作権の侵害と救済

11-1 著作権の侵害	161
11-2 差止請求	169
11-3 損害賠償請求	171
11-4 刑事罰	174
ビジネス著作権検定® 演習問題（著作権の侵害と救済）	176

第12章

著作権の周辺問題

12-1 肖像権・パブリシティ権など	177
12-2 著作権法上の保護が及ばない場合の不法行為責任	180
ビジネス著作権検定® 演習問題（著作権の周辺問題）	182

第13章

著作権・著作隣接権に関する国際条約等

13-1 国際条約（ベルヌ条約、万国著作権条約）……………183

13-2 外国人が創作した著作物の取り扱い
（著作権法による保護を受ける著作物）……………187

ビジネス著作権検定® 演習問題
（著作権・著作隣接権に関する国際条約等）……………189

第14章

著作権ビジネス

14-1 ビジネス類型毎の留意点……………190

14-2 著作権信託について……………193

第15章

著作物の製作を委託・受託する際の留意点

15-1 一般的な著作物（Webサイト・ポスターなど）の場合……………194

15-2 ソフトウェアの場合……………196

ビジネス著作権検定® 演習問題
（著作物の製作を委託・受託する際の留意点）……………198

第16章

情報社会と情報モラル

16 情報社会と情報モラル……………199

演習問題の正答・解説……………201

ビジネス著作権検定

過去問題 初級……………209

上級……………221

正答解説 初級……………237

上級……………255

ビジネス著作権検定[®]の概要

- 主催 サーティファイ著作権検定委員会
- 監修 知的財産教育協会
- 試験目的 ビジネス実務、日常生活においてますます必要とされる著作権に関する知識および関連する知識について、その基礎的な理解、具体的な裁判例・ビジネス実務における慣例を基準とする事例判断での応用力をそれぞれ測定します。
- 級区分 BASIC・初級・上級
※BASICについては、ビジネス著作権検定[®]ホームページにてご確認ください。
- 認定基準

初級	著作物とは何か、著作権とはどのような権利かを知っている。利用者として、他人の著作権を侵害せず正しく著作物を利用できる。
上級	著作権に関する知識を活用し、著作権利用に関する問題点を発見し、解決できる。契約、司法制度、条約に関する知識を活用し、専門家の助力を得ながら著作権に関する実務を展開することができる。

- 受験資格 学歴や年齢等、受験する上での制限や条件はありません。

■出題形式

初級	内容	ビジネス実務、日常生活において必要とされる、 (1)著作権に関する基礎的な知識 (2)著作権法および関連する法令に関する基礎的な知識 (3)インターネットに関連する著作権および情報モラルについての基礎的な知識 について多肢選択式問題として出題。
	形式	筆記試験 多肢選択問題(マークシート)
	題数	30問
	時間	60分
	合格基準	得点率65%以上
上級	内容	ビジネス実務、日常生活において必要とされる、 (1)著作権に関する基礎的な知識 (2)著作権法および関連する法令に関する基礎的な知識 (3)インターネットに関連する著作権および情報モラルについての基礎的な知識 および応用力について多肢選択式問題として出題。なお、この応用力については、事例での問題点発見と解決能力について問う内容となる。
	形式	筆記試験 多肢選択問題(マークシート)
	題数	40問
	時間	90分
	合格基準	得点率70%以上

- 最新の著作権法は、法令データ提供システムよりご確認ください。

<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>

公開試験 受験申込の流れ

試験内容確認

試験実施日時や実施都市、出題形式・認定基準や出題範囲等について、ビジネス著作権検定®ホームページ (<http://sikaku.gr.jp/bc>) にてご確認ください。

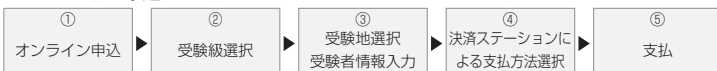
受験申込と受験料支払はⅠ～Ⅲのいずれかの方法により行ってください。

※受験申込を完了された方に対しては受付完了メールを送信いたします（メールアドレスを記入・入力された方のみ）。

※銀行振込・郵便振込等は別途振込手数料が必要となりますが、手数料は受験される方のご負担になっております。

※申込締切後、受験をキャンセルされた方への返金は行っておりません。なお、申込締切後であっても自然災害や受験予定者の死亡（傷病を除く）等、やむを得ない理由により受験できなかった場合には返金することがあります。

Ⅰ オンライン申込（銀行振込、コンビニエンスストア決済、ゆうちょ振替、クレジット決済）



①ビジネス著作権検定®ホームページ「オンライン申込」ページより、受験申込の手続きを始めてください。

②受験を希望される級をご選択ください。

③受験地（都市）を選択の上、受験を希望される方の氏名等の個人情報をご入力ください。

④決済ステーションによる支払方法（銀行振込、コンビニエンスストア決済、ゆうちょ振替、クレジット決済）の選択完了後に、支払手続に関する案内メールを送信いたします。

※万メールが届かない場合は、支払手続が正常に完了していませんのでサードパーティ認定試験事務局へお問い合わせください。

⑤お支払いにつきましては、銀行振込のみ別途手数料が必要となります。コンビニエンスストア決済、ゆうちょ振替、クレジット決済は手数料がかかりません。

Ⅱ 郵送による受験申込（銀行振込）

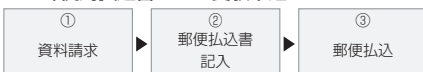


①サードパーティ認定試験事務局まで資料請求を行い、個人用試験案内資料をご請求ください。

②受験料をご確認の上、サードパーティ指定口座に受験料を申込期間内にお振り込みください。

③資料に同封された「受験申込書」に、受験料お振り込みの際の「銀行振込証」のコピーを貼り付け、必要事項をご記入いただき、所定の期間内にご返送願います。

Ⅲ 郵便局払込書による受験申込



①サードパーティ認定試験事務局まで資料請求を行い、個人用試験案内資料をご請求ください。

②資料に同封された「公開試験受験申込書（郵便払込用）」に、必要事項をご記入ください。

③お近くの郵便局より受験料を添えてお申込ください。なお、受験申込書、払込金受領書の送付は必要ございません。

受験申込・ 受験料振込

受験申込と
受験料振込は
同時期に
行います。

受験票受領

試験日の1週間前までに受験票と受験会場の案内が郵送またはメールにより送付されます。

（1週間前までに届かない場合は、サードパーティ認定試験事務局までご連絡願います）

受験

試験当日は時間厳守で会場にお越しください。開始時間を過ぎた場合は、受験できなくなる場合がございます。なお、受験票、筆記用具、本人を証明するもの（免許証、保険証のコピー等）を必ずご持参ください。

受験結果受領

受験終了後、1カ月をめどに受験結果をお知らせします。

（合格者には認定証が送付されます）

※団体単位で受験ができる「団体受験制度」もご用意しております。詳細はビジネス著作権検定®ホームページをご覧ください。

詳細はビジネス著作権検定®ホームページ (<http://sikaku.gr.jp/bc>) をご覧ください。

1-1

契約について

重要まとめポイント

- ▶ 契約は、申込と承諾が一致して成立し、必ずしも書面化する必要はない
- ▶ 契約に定めのない事項は、法律などで補って解釈される
- ▶ 契約は締結した当事者のみを拘束し、契約外の第三者を拘束しない

契約の成立・契約書の意義

本書は、著作権法の基本を理解していただくためのものであるが、その大前提として、著作権に関連した商売（著作権ビジネス）をする上で避けて通れない「**契約**」について、最低限の知識を持っていただきたい。なお、以下では、専門的いい回しはしないので、そのような知識を求める方はご注意ください。

例えば、ある出版社がプロのカメラマンに写真撮影を依頼する場合、
①電話にて撮影対象、納期、ギャラの額などを伝えて了承を取る場合
もあれば、
②先ほどの事項を書面に記載してお互いの署名または記名押印をする場合
もある。いずれの場合も、お互いに何をどういう条件でなすべきかを取り決めていることは共通しているが、①と②の相違点は、**書面を取り交わすかどうか**、というところにある。

このように、企業ないし個人事業者などがその営業を行っていく上では、例えば「物品を仕入れる」、「店舗用のテナントを賃借する」、「レジ用のシステムとして他社のPOSプログラムを導入する」といった必要事項が発生する。それぞれについて、

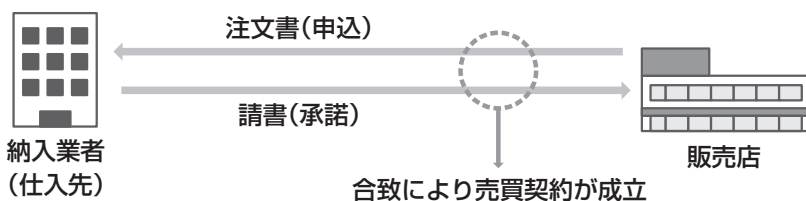
時には前記①のように電話ないし口頭で約束を取り付ける場合もあれば、前記②のように契約書を取り交わす場合もある。

このような「物品を仕入れる」約束を**売買契約**（そのため取り交わす書面を**売買契約書**）、「店舗用のテナントを賃借する」約束を**賃貸借契約**（そのため取り交わす書面を**賃貸借契約書**）、「レジ用のシステムとして他社のPOSプログラムを導入する」約束を**使用許諾契約**（そのため取り交わす書面を**使用許諾契約書**）と一般的には名前が付いている。

重要なことは、前記①及び②のいずれの場合も、契約は成立しているということである。つまり、**契約は、必ずしも書面にてなす必要はなく、口頭でも有効に成立する。**

このことは、法学部にて学ぶまでもなく、実際の商取引を経験すればすぐ分かることである。口頭で取り付けた仕入れであっても代金を支払わなければならないのは当然であることを考えればよく分かる。当事者からしてみれば、口頭での約束であってもこれを守るにより、今後の商売上の信用を醸成・維持していく必要があるであろう。法律的に言えば、口頭で取り付けた仕入れであっても契約が成立しており、代金支払義務が発生しているということになる。

つまり契約というものは、前述の写真撮影依頼でいえば、「北海道の富良野のラベンダー畑の雄大な写真を100枚、来月末までに撮ってきてほしい。ギャラは50万円でいかがですか」という**申込**と、「分かりました。支払いは振り込みでお願いします」という**承諾**が一致して成立する、ということである。



なお、前述の例は契約交渉が何もなかった事例であるが、例えば、「北海道の富良野のラベンダー畑の雄大な写真を100枚、来月末までに撮ってきてほしい。ギャラは50万円でいかがですか」という申込に対し、「いや、来月末は厳しい、再来月末にしてほしい」と返答することもある。これはカメラマンが**条件を変えた申込をしている**ことになり、これに出版社がOKを出せば、これが承諾となって契約が成立することになる。

要するに、契約交渉というのは、お互いに契約条件を絞り込むようにして申込を重

ねていって、最終的に妥結したところが承諾となって契約が成立する、ということになる。

では、①口頭の契約と②契約書の締結という2つの契約締結方法は、どのように使い分けるべきことになるのか。これは端的に言えば、

- A. いつ契約が成立したのか
- B. いかなる内容の契約を締結したのか
- C. そもそも契約自体をしたのかどうか

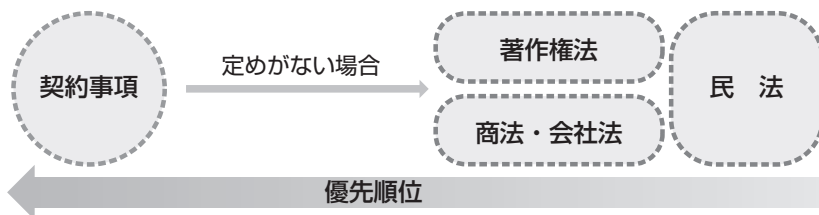
といった諸点について明確にしておくために**エビデンス（証拠）を残す必要がある場合には、必ず契約書による契約を締結すべき**、ということになる。

口頭での契約は、「言った言わない」の水掛け論になる可能性が高い。ルーティンワークで簡単な内容の契約であって、お互い信頼関係が成り立っていれば、いちいち契約内容を書面化する必要はないが、争いになった場合には証明が著しく困難となる。

したがって、契約書を取り交わすべき意味とは、後日、両者の関係が悪化したような場合（例えば、他方当事者が契約の履行をしなくなったような場合）に、前記のA～Cの事項を証明することができるようにするためである。その観点からは、契約書を起案する場合、できる限り解釈にあいまいさを残さないよう文言に気を使うことが必要になる。

しかし、契約書ですべての現象を網羅的に記載することは不可能である。そういう場合にはどうなるか。そのような場合、**著作権法や商法や民法のような法律の規定を適用することになる。**

つまり、まず第一に、A・B間において契約書がある場合、**契約書に定めがあればそれに従う、契約書に定めのない事項については法律の規定による**ことになる。そして第二に、適用されるべき法律は、対象が著作権に関することであれば著作権法が、それ以外のことについては当事者が会社であれば会社法や商法が、それでも規定がなければ民法が適用されることになる。



とはいっても、読者はなかなかイメージがわからないであろう。それは当然のことで、このことを理解するには、会社法や商法、民法の知識がある程度必要だからである。この部分は「ああ、そういうことか」と一読していただければよい。

契約の効力は誰に及ぶか

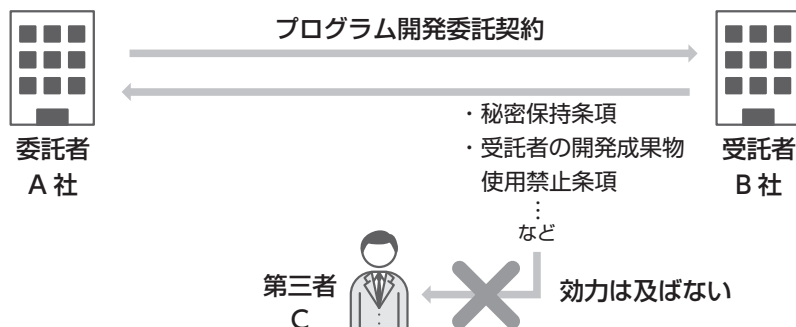
一言でいえば、**AとBとの間で取り交わした契約は、AとBとの間でのみ効力を有し、第三者のCには及ばない。**これを講学上、「**契約には対世効はない**」という。

考えてみれば当たり前の話であるが、このことは実例を知ることで身につけてほしい知識である。

例えば、AがBに貸し付けた100万円の返還義務は、Bにだけあるのであって、Bの奥さんのCには返還義務はない。

Aが会社Bに貸し付けた100万円の返還義務は、会社Bにだけあるのであって、会社の社長であるCには返還義務はない（社長Cが会社Bの債務を連帯保証していれば別である）。

会社Aが自社内システムの構築をB社に委託する場合、A・B間の契約で、機密情報セキュリティの関係から、開発したB社が成果物（システム）を使用することを一切禁止する場合がある。しかしながら、そのような**契約による使用禁止の拘束は、別の会社Cに当然に及ぶものではない。**



この点は、AとBとの間の契約で、「Bのみならずすべての者は、成果物（システム）を使用することができない」と定めてあっても同様である。この契約は、AとBが契約したものであって、それ以外の第三者（Cなど）がこれに拘束されるいわれは全くない。

では、A社は、Cがこのシステムを無断で使用することを止めることができないのであろうか。それもおかしな話である。以下、事例によって説明する。

例えば、先ほどの例でいえば、A社がB社に開発を委託した結果作成された成果物（システム）の著作権は、A・B間の契約によってA社に帰属しているものとする。この場合に、第三者Cがこのシステムを無断で複製し自ら使用したり他者に販売したような場合、A社はCに何か請求できないであろうか。

まず、たとえA・B間にシステム使用禁止条項があったとしても、その条項の効力は契約外の第三者Cに及ばないことは前述した。しかし、契約の効力は及ばなくても、民法の適用は考えられる。Cの行為が、Aの法的保護に値する利益を侵害したものであるとして、AはCに対し民法709条の不法行為に基づく損害賠償を請求することも考えられる。しかし、民法709条に基づく限り、基本的には、Cの販売行為の差止めまで求めることはできない。

《注》民法709条…故意または過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

しかし、当該成果物（システム）が「著作物」である場合（例えば当該作品がプログラムの著作物であるような場合）、Cの行為は、著作権（複製権）の侵害であるので、著作権法112条が適用され、損害賠償に加え、Cの販売行為の差止めまで求めることができる。

この例によって、契約の拘束力と著作権法の位置づけを大づかみにして読み進んだ上で、再度この個所に立ち戻ってみると、よりよく理解することができるものと思う。

重要まとめポイント

- ▶ 著作権と所有権は、いかなる第三者にも権利を主張することができる
- ▶ 所有権の対象は「物」であるが、著作権の対象である「著作物」は無体物である
- ▶ ある物品についての所有権と著作権は、必ずしも連動しない

共通の性質——物権的である

所有権とは、「物」（有体物のこと）について、これを独占的に支配することのできる権利のことである。つまり、「物」を独占的に支配（使用や処分）できるのは、所有権者だけである。所有権者以外の第三者がその「物」を無断で使用している場合には、その返還を求めることができる。他人がその「物」を使用するには、所有権者の許諾を得なければならない（地上権設定契約または賃貸借契約という）。

他方、著作権（copyright）とは、ごく簡単にいえば、当該著作物について他者が複製（コピー）などすることを禁止することができる権利である。著作権者以外の第三者が当該著作物を複製している場合には、その差止めを求めることができる。他人が当該著作物についてコピーするには、著作権者の許諾を得なければならない（出版権設定契約または利用許諾契約という）。

つまり、**所有権も著作権も、当該「物」ないし「著作物」を独占的に支配し、許諾のない第三者の利用行為を禁止することができる**、という意味で、同一の性質を有する。

このことは、所有権者ないし著作権者と第三者との間に契約関係が存在するかどうかは全く問われることがない。このように、いかなる第三者に対しても、権利を主張することができることを、法律の学問上では「**物権的性質**」がある、と称される。

異なる性質——対象が「物」か「無体物」か

著作権と所有権との根本的な違いは、その対象である。

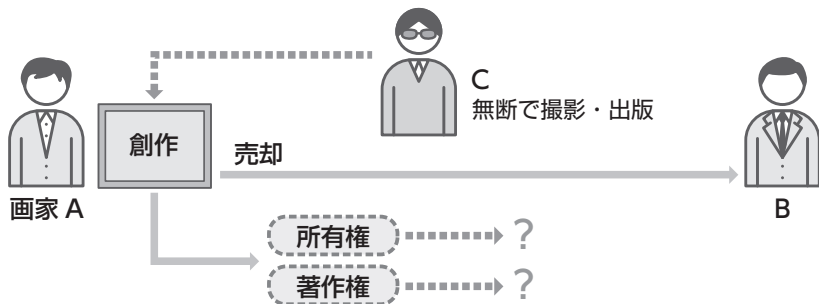
所有権の対象は物理的に存在する「物」（有体物）であるのに対し、**著作権の対象は物理的には存在しない「無体物」**である。

「無体物」という言葉を聞いて、「無体財産権」という言葉を想像する方もおられるかもしれない。今でいう「知的財産権」は、かつては無体財産権（あるいは工業所有権と著作権）と呼ばれていた時期もあった。つまり、主として、技術上のアイデア（特許・実用新案）、デザイン（意匠）、マーク（商標）という本来形のないもの、概念上のものに財産的価値を見だし、権利として認められたのが無体財産権というものである。

そして、著作権も知的財産権の一種である。その観点から、著作権の対象とする無体物とは何のことかを考えると、一言でいえば、**著作権は「創作的表現」という無形のもを保護する権利**である。非常に分かりにくいので、よくある例によって説明する。

〈例〉

有名な画家Aが描いた「絵画」が、Aの個展にて売りに出され、Bが購入した。他方、Cはこの絵画を個展にて写真に撮り、無断で自己の出版物に掲載した。Cに対し、AやBはどのような主張が可能か——。



この場合、絵画は著作物である、Aはこの絵画を創作した時点で、「絵画という有体物」の所有者であると同時に、「絵画という表現」につき著作権者であるといえる。

では、例のように、BがAから絵画を購入した場合（売買契約）、所有権と著作権はどうなるのか。

売買契約というのは、当該「物」の所有権を対価を支払って移転させる契約である。したがって、当該絵画そのもの（「物」）の所有権者は、売買契約によってBとなっている。しかしながら、**売買契約をしたからといって、当該絵画の「著作権」まで移転する、ということはない**。所有権の移転と同時に、著作権まで移転させようというのであれば、売買契約に特約として著作権もBに移転させる旨明確に定める必要があるといえる。

《注》ただし、明確に定めがなくても、単にその絵画そのものを購入するだけならばあり得ないほどの高額な対価を支払っている場合には、その絵画の著作権をも購入する特約があったものと裁判上認定されることはあり得る。しかし、もしそうなのであれば、契約書上その点を明確に定めるに越したことはない。

つまり、ある絵画について、「所有権」と「著作権」は別に存在し、必ずしも一緒になって移転するわけではない、ということである。

結局、この絵画についての所有権者はBとなるが、著作権者はAに帰属したままである。

他方、Cが無断で行った行為（写真を出版物に掲載し販売する行為）は、所有権を侵害したのか、著作権を侵害したのか。Cは絵画そのものを盗んだのではなく（占有を奪ったのではなく）、無断で写真に撮る、あるいはこれを出版物に掲載するという複製行為を行っている。

これは、後述の複製権の項目を読んでいただければ分かる通り、「著作権」（複製権）を侵害する行為である。したがって、著作権者であるAが、Cに対して損害賠償あるいは出版の差止めを求めることができる。他方、所有権者であるBは、Cに対して著作権侵害はもちろん、所有権侵害を主張することはできない。

この例は、著作権と所有権の相違を端的に表す例であるので、よく覚えておいてほしい。

顔真卿自書建中告身帖事件（最高裁 昭和59年1月20日判決）

中国の著名な書家である顔真卿による書「顔真卿自書建中告身帖」の所有者が、その複製物を無断で出版した者に対し、所有権侵害に基づき販売の差止めと複製部分の廃棄を求めた事件。上記の例でいえば、顔真卿（故人）がA、所有者がB、無断出版者がCとなる。なお、著作権はもはや保護期間の経過により消滅している。

最高裁判所は、「美術の著作物の原作品は、それ自体有体物であるが、同時に無体物である美術の著作物を体現しているものというべきところ、**所有権は有体物をその客体とする権利であるから、美術の著作物の原作品に対する所有権は、その有体物の面に対する排他的支配権能であるにとどまり、無体物である美術の著作物自体を直接排他的に支配する権能ではない**……美術の著作物に対する排他的支配権能は、著作物の保護期間に限り、ひとり著作権者がこれを専有する……著作権の消滅後は、……著作物は公有（パブリックドメイン）に帰し、何人も、作者の人格的利益を害さない限り、自由にこれを利用する」と判示している。

この部分は、本書を最初に読んだときにはよく分からないかもしれないが、一通り読んだ後に再度読むことをお勧めする。

重要まとめポイント

- ▶ 著作権は知的財産権の一種である
- ▶ 知的財産法は、知的創作活動を権利として保護するものである
- ▶ 著作権も万能ではなく、知的創作物の公正な利用とのバランスが必要である

知的財産権とは

わが国では、ここ数年、知的財産権という言葉がよく聞かれるようになってきている。そもそも、「知的財産」ないし「知的財産権」とは何かというと、知的財産基本法という法律により、以下のように定義されている。

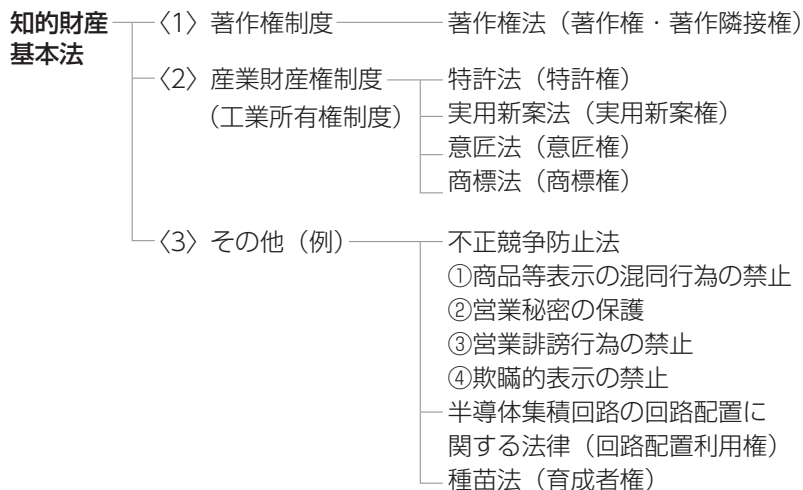
●知的財産.....

発明、考案、植物の新品種、意匠、**著作物**その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則または現象であって、産業上の利用可能性のあるものを含む。）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上または営業上の情報をいう（知的財産基本法2条1項）。

●知的財産権.....

特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、**著作権**、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利または法律上保護される利益に係る権利をいう（知的財産基本法2条2項）。

これを図示すると、次のようになる。



産業財産権（工業所有権）と著作権の相違

ここでは、上の図における〈1〉著作権と、〈2〉産業財産権との相違点を明確にすることで、著作権の特徴を理解していただきたい。

まず、**産業財産権**とは、前記の知的財産ないし知的財産権のうち、特許庁に登録を要し、登録によって初めて権利として認められる以下の権利のことである。

	対象	存続期間	創作法か標識法か
特許権	発明	出願から20年 (特許法67条)	創作法(高度な技術)
実用新案権	考案	出願から10年 (実用新案法15条)	創作法(技術)
意匠権	意匠(デザイン)	登録から20年 (意匠法21条)	創作法(物品のデザイン)
商標権	標章(マーク)	登録から10年 (商標法19条)、更新あり	標識法(出所表示など)

これらの諸権利は、以下の性質を有する。

①産業財産権は、原則として、登録されて初めて権利として発生する

他方、著作権の場合は、対象物（著作物）の創作により著作権が発生し、**登録などの必要はない**（法17条2項。無方式主義）。

②産業財産権は、特許庁の審査を経た上で登録される（実用新案権は例外）

他方、著作権の場合、**権利の発生に特許庁をはじめいかなる機関の審査も必要ない（出願、登録、公示も必要ない）**。ただ、ここで気をつけていただきたいのは、審査の必要がないということと、自己の創作物が著作物として認められるかどうか（このことを「著作物性」ということがある）は別問題であるということである。言い換えれば、特許庁などのお墨付きがない半面、自己の創作物が著作物かどうかは裁判上立証しなければならないということである。この点は少々難しいので、一応頭に入れる程度にして、先を読み進んでほしい。

③同一の発明等（発明・考案・意匠・商標）は、先に出願した者だけが権利を取得できる（先願主義）

他方、著作権の場合、同一の著作物を互いに知ることなく別々に創作したような場合、**それぞれが別個に著作権を取得する**。

独自著作の反論

特許権などの産業財産権は、登録により初めて権利が認められるが、同じ内容の特許出願が競合する場合には、発明の先後ではなく、原則として先に出願した方だけが登録されることになる（先願主義）。他方、著作権は、登録などの必要なくして創作によりそれだけで著作権が発生する。

仮に、同じ内容の著作物がお互いに影響なくして独立に創作された場合には、同様の内容の著作権が併存することになる。これは逆にいえば、XがYに対して「お前の作品は俺の作品のコピーだ！ 著作権侵害だ！」と主張しても、Yが「おれはお前の作品なんか見たことはない。これは自分で作成したものだ。これはおれの著作物だ」という反論が可能ということである。

このYの反論が訴訟においてなされた場合、これを「独自著作の反論」という。詳しくは第11章1節「著作権侵害の要件」を参照してほしい。

④当該発明・考案・意匠・商標については、登録した権利者が独占してこれを実施することができ、第三者がこれを実施する場合には、権利者の許諾（実施許諾契約）が必要となる

著作権の場合も、著作権者のみが当該著作物の著作権を行使（複製など）することができ、**第三者がこれを行使しようとする場合には、権利者の許諾（利用許諾契約）が必要**である。

著作権法の目的

著作権法1条は、著作権法の目的について、以下のように定めている。

「この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。」

法律の条項の文言は慣れていないと難しいものであるので、もう少し分かりやすく簡略化して以下に記載してみよう。

「この法律は、著作物……に関し著作者の権利……を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。」

結局、著作権法の目的は「**文化の発展に寄与すること**」である。

前述の特許・実用新案・意匠・商標という産業財産権は、いずれも「**産業の発達に寄与すること**」を目的としているのと対照的である。

ここで重要なのは、「これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り」という個所である。これは、著作物という創作物を公正に利用することに注意を払って、著作権を保護する、ということである。

このあたりは非常に難しい問題であるが、一番分かりやすい例を挙げるので、それをもって大づかみしてほしい。

例えば、「ダサイ」という言葉がある。この言葉は1970年代あたりから使われ始めたいが、仮にこの言葉を最初に思いついたのがAという人物だとしよう。このAという人間が、「『ダサイ』という言葉はオレが創作した言葉だ。他の者がこれを使うにはすべてオレの許諾が必要だ」と主張し始めたとして、皆さんはどう思うであろうか。

おそらく、そんな馬鹿な話があるか、と思われると思う。しかし、どこらへんが「馬鹿な話」なのか、よくよく考えてみてほしい。

仮に、この言葉を最初に思いついたのがAという人物であることが確定的であれば、どうであろうか。それまでは誰も使っておらず、思いつかなかった言葉を創作したわけである。著作権法の適用があるのではないか、と思う人がいてもおかしくはない。

この問題を考えるヒントは、「このような短いフレーズを著作物として認めてしまうことは、極めて不都合である。言葉は人間のコミュニケーションにおいて必要不可欠なツールであるのに、特定の言葉を特定の個人に独占させていいのか」、という考え方の中にある。

この問題は、結論として、おそらく「ダサイ」という言葉が著作物として認められることはないと思われる。

では、清水寺の^{かんす}貫主が今年のキーワードを一文字で書した「暑」という「書」の場合はどうであろうか。ここでの問題は、他の者が「暑」という一文字を使っていいのかという問題ではなく、清水寺の貫主の筆による具体的な「暑」を自由に写真撮影するなど複製して出版してよいか、という問題である。

この問題は、結論として、おそらく「暑」という書が著作物として認められる方向であろうと思われる。

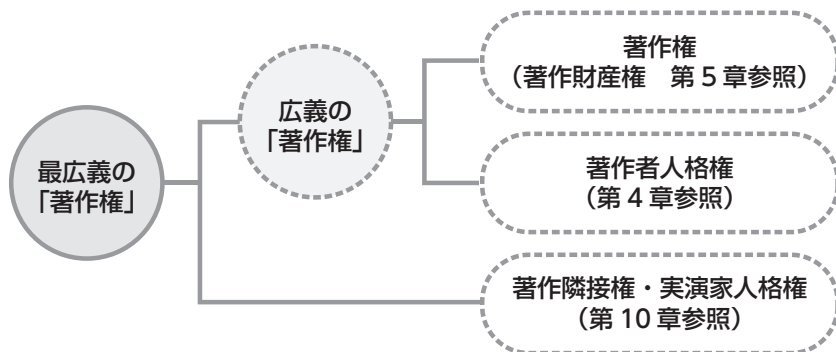
かくして、著作権法1条記載の著作権法の目的は、具体的な紛争事例において、解釈指針のバックボーンとして機能しているものといえる。



今年を表す漢字を書く森清範貫主＝2010年12月10日、京都市東山区の清水寺（©朝日新聞）

「著作権」という言葉の意味

著作権の定義は図にすると下記のとおりとなります。



問題 契約に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- ア ▶ 口頭で合意し、その合意に基づいて書面を作成したが、署名押印しなかった場合には契約は成立しない。
- イ ▶ Bが著作権者Aから著作物の複製の許諾を受けるに際し、その契約書中に「AはB以外に本件著作物の複製を許諾しないことを確約する」と明記されていた場合、これを破ってAがCに対してその著作物の複製を許諾しても、その許諾は無効である。
- ウ ▶ Bが著作権者Aからある著作物の著作権の譲渡を受ける契約を締結した後、Cが著作権者Aから同一の著作権の譲渡を受ける契約をした場合、Cが著作権者になることはない。
- エ ▶ 契約で明確に定めなかった事項については、基本的には民法や商法などの法律の規定が適用される。

正答・解説は201ページ参照

2-1

著作物の要件

重要まとめポイント

▶ 著作物とは次の3つの条件を満たすものをいう。

- ① 思想または感情（の表現であること）
- ② 創作性があること
- ③ 表現したものであること

著作物の定義

「著作物」とは、端的にいえば**著作権法による保護の対象**である。したがって、いかなるものが「著作物」に該当するかについて学習することは、著作権法を理解する上で最も重要なことである。

著作権法では、「著作物」を「**思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう**」（法2条1項1号）、と定義している。

これを分かりやすく分説すると、著作権法上保護される著作物とは、次の3つの要件を満たすものをいう。

- ① 思想または感情（の表現であること）
- ② 創作性があること
- ③ 表現したものであること

なお、「文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属する」という文言も定義中に存在するが、これは広く知的、文化的精神活動の所産全般を意味し、このジャンルに該当しなければ著作物に該当しない、といった積極的な意味を持つものではない。例えば、このジャンルのいずれにも該当しないと考えられるコンピュータープログラムであっ

ても、著作物として認められている。

「思想または感情」(の表現であること) ——単なる事実やデータ

「思想又は感情」の表現であることが要件であるというのは、著作権法上保護の対象となるのは、人間の知的活動の成果（を表現したもの）を保護するという意味があるにすぎず、むしろ逆の意味、つまり、客観的に存在する**単なる事実やデータを保護しない**、という意味の方がより重要である。

著作権法は、この観点から、「事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道は、……著作物に該当しない」と注意的に定めている（法10条2項）。

事例を挙げて説明しよう。

- ① 自動車修理事業者が、自動車部品に関し、相当な費用と手間をかけて行ったマーケットリサーチにより得たデータ（部品の名称、メーカー、流通量等）
- ② 著名な小説の映画化やテレビドラマ化に関し、小説の題名、小説の発表時期、映画化等の題名や時期、監督は誰か、主演俳優は誰か、といった事項
- ③ 南米のとある国で大災害が起こった際、現地に飛んだ取材記者により作成された、災害の日時、災害の規模、被災者の証言、被災地の現状その他について臨場感あふれるドキュメント記事

まず、①について、このようなデータは、その収集に多大な労力がかかる場合があるが、これら一つ一つは客観的に存在する事実ないしデータにすぎない。したがって、これらデータは著作物とはいえないことになる。

また、②について、このような事項も、その調査に手間暇がかかる場合もあるが、これらの事項は客観的に存在する事実であるにすぎない。したがって、これらの事項は、著作物とはいえない。

では、③はどうであろうか。③の記事は、確かに南米のとある国に発生した大災害とこれによる被害の事実を元にしていて、一見、前記の「時事の報道」（法10条2項）に該当するかのように見える。しかし、法10条2項にいう「時事の報道」とは、いつ、どこで、誰が、何を、どのように（4W1H）なされたかを伝えるにすぎない短いニュースのことである。しかしながら、本件記事の場合、**どの事実を取り上げるか、取り上げた事実をどのように表現して記事にしているかについては、この記者の**

「思想又は感情」つまり知的活動の成果であるといえる。つまり、この記事は、「思想または感情の表現」という著作物該当性の要件を満たすものといえる。

以上が、この「思想または感情の表現」の要件の説明である。ただ、ここで考えてほしいのは、①と②について、これらデータあるいは事項が「思想または感情」の要件を満たさないということはどういうことか、という点である。

著作物該当性の要件を満たさない以上、これらデータや事項それ自体は著作物ではないため、著作権法による保護（端的にいえば無断で複製することをやめさせる権利）が及ばないことになる。もし仮に、すべての場合においてこの結論となる、というのであれば、「それはおかしいんじゃないか」と考える方もおられよう。それがむしろ常識的でさえある。

著作権法は、このような観点から、以下のような規定を置いている。①については、一つ一つのデータは著作物ではないが、これらデータの集合体（であって一定の要件を満たすもの）を「データベースの著作物」として保護している（法12条の2）。②については、一つ一つの事項は著作物ではないが、これら事項の集合体（であって一定の要件を満たすもの）を「編集著作物」として保護している（法12条）。

すなわち、一つ一つはデータや事実にすぎなくても、その集合体は（一定の要件を満たせば）著作物となりうるということである。この点は後述するので、よく覚えておいてほしい。

創作性

著作物の要件として最も重要であり、実際の裁判において、様々な角度から争われている要件である。

創作性の要件とは、端的にいえば、「ありふれた表現ではないこと」といえる。別のいい方をすれば、特定のアイデアを表現しようとするれば、その表現方法のバリエーションがほとんどなく、誰でも似たような表現となるであろう場合には、その表現には創作性がない、ということである（この点は、プログラムの著作物について、同じ目的を達成するためには、同一のプログラム言語による限り、ほとんど同じプログラミングしか考えられないようなケースを念頭に置くと分かりやすい）。

とはいえ、何が「ありふれた表現」で何が「ありふれていない表現」であるのかは、

基準として抽象的であり、判断する者によって大きくブレがあるところであって、非常に微妙な問題である。このように、創作性の要件について、ただ単に講学上の定義などを覚えておいても現実的にはあまり意味がない。

重要なのは、この創作性の要件を考えるにあたっては、具体的にどんな表現行為について著作物性が争われているか（争われてきたか）、を念頭に置くことである。言い換えれば、**当該具体的表現について著作権法の保護（＝その表現の独占）を認めてよいかどうか**、という観点が大事である。

創作性の要件をもう少しかみ砕いていうと、①他人の表現を盗んでいないこと、②ある程度の「質」があること、ともいいうる。②の「質」が高ければ高いほど、その保護の範囲は広くなるといっている。

もう少し具体的にいえば、問題となっている表現物が何なのか（文章なのか、絵画なのか、俳句や語呂合わせや記事の見出しなどのごく短い文章なのか、フォントなどの文字のデザインなのか、プログラムなのか、コンピューターの画面表示なのか、歌詞なのか、音楽の旋律なのか、等々）によって様々である、ということになる。

例えば、「ボク安心 ママの膝より チャイルドシート」という交通標語（スローガン）が著作物として認められるかが争われた事例では、この交通標語が著作物として認められるとしても、著作権侵害となるのはデッドコピー（そのまま複製）かこれに類するものに限られる、とされている。つまり、この事例では、非常に短い文章について著作物であることを認めたとしても、その権利の及ぶ範囲はデッドコピーかそれに近いものに限定されるというものである。

他方、文字のデザイン（文字そのものではないことに注意）について、著作物該当性を非常に厳しく判断した事例がある。

判例紹介——ゴナ書体事件（最高裁 平成12年9月7日判決）

印刷用書体のデータが記録されたフロッピーディスクを販売するY社に対し、印刷用書体を制作する会社Xが、著作権侵害（複製権侵害）を主張して損害賠償を求めた事案。裁判所は、文字が万人共通の表現媒体であることに鑑み、タイプフェイス（印刷用書体）のような文字のデザインについてこれが著作物として認められるためには、「従来の印刷用書体に比して顕著な特徴を有するといった独創性を備え、かつそれ自体が美術鑑賞の対象となりうる美的特性を備えていなければならない」と判示している。

ただ、注意しなければならないのは、印刷用書体そのものの著作物該当性が、日本ではこのように厳しいものであったとしても、印刷用書体をコンピューターにインス